

私立大学制度と 私立学校法改正の課題

日本私立大学教職員組合連合 書記次長

山賀 徹



東京私大教連の専従で、東京私大教連では副委員長を務めています。東京私大教連は、関東甲信越1都9県を組織対象としています。現在、66組合（74大学・短大・高専）、1万人が加盟しています。

「全大教 大学・高等教育研究会」（2019年3月30日）講演より

はじめに

私からは、「私立大学制度と私立学校法改正の課題」について、経常費補助の問題は三宅書記次長から報告します。私大教連において、この数年、私立大学制度の基本的な仕組みがどのようになっているのか、法律上どのようにつくられているのかということについて改めて学習することを重ねてきました。というのは、学校法人の理事長・理事会による専断的運営に対し、民主化のたたかいを進めていく上で、法律において学校法人と私立大学の基本的な仕組みがどうなっているのかを、しっかり理解しておくことが大事だからです。私立大学制度についてお話しする資料は、そういう取り組みのなかで集团的に議論してつくり上げてきたものです。まったく知らない方にもわかりやすくということを重視してつくってきたものです。また、2013

年に初版を出し、2017年に改訂した「日本私大教連の私立学校法改正案」をもとに、現行私立学校法の問題点と私たちの要求をご報告します。最後に、今通常国会に、国立大学法人法とも一括りで上程されている私立学校法の改正法案について、その問題点を少し説明したいと思います。

1. 私立大学制度の仕組みについて

(1) 私立大学と学校法人

私立大学の制度の枠組みは、教育基本法第6条、学校教育法第2条、私立学校法第3条という三つの条文が基礎となっています。まず教育基本法第6条は「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる」と定めています。「法律に定める学校は公の性質を有する」ということなので、すべての学校は公教育機関であるということです。それから「国、地方公共団体及び法律に定める法人」、この「法律に定める法人」とは学校法人ですが、これらのみが学校を設置することができるということが、定められています。次に学校教育法第2条で「学校は、国（国立大学法人等を含む）、地方公共団体（公立大学法人を含む）及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」。第2項では、設置者に応じて呼び方を、「国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう」とされており、私立、国立、公立という言い方は設置者の違いを示すのみで、設置された学校はすべて同じ「学校」です。

学校教育法第2条で、「私立学校法第3条に規定する学校法人」とありますが、私立学校法第3条ではそれを受けて、「この法律において『学校法人』とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう」と定めています。

(2) 大学は、設置者の違いによらず等しく大学

国立大学も公立大学も私立大学も設置者が違うだけで、大学については教育基本法第7条や学校教育法第83条で定められています。例えば、ご存じのとおり、教育基本法第7条第1項は「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定めています。ここに設置者の違いはありません。

すなわち設置された大学は、設置者の違いに関わらず、等しく学校教育法に基づいて運営され、教育・研究が進められるということです。

(3) 私立学校法とは

では、私立学校法とはどのような法律か。学校法人法という名前だったらわかりやすいかもしれませんが、私立学校法と言うものですから、何か私立学校について定められた法律と誤解されることがありますが、違います。

私立学校法は、私立学校の設置者である学校法人の設立や運営等について定めている法律です。学校法人は、私立学校法に基づいて寄附行為を定めています。寄附行為という言葉はわかりにくいですが、会社や社団・財団の定款にあたるものです。寄附行為は学校法人の根本規定であって、理事会、評議員会、監事の役割・構成・選出方法、会計の基本などについて定めています。大学ではなく、あくまで学校法人の規程です。

学校法人の運営について規定する私立学校法ですが、1箇所だけ、学長が出てきます。それは、学長は理事になる、という条文です。学校法人が、設置する学校的意思を尊重して学校法人運営を行うための措置として、学長を理事にすることを定めています。細かいことを言うと、複数の大学・学校を設置している場合、必ずしも全員でなくても、1人でもいいとなっていますが、学校法人が設置する学校的意思を尊重して学校法人運営を行うために学長が理事になると定められていることは重要だと考えています。私立学校法は第1条で目的を「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」

と定めています。私立大学における大学の自治は、国家権力からの自治だけでなく、学校法人からの自治でもなければなりません。学校法人は、学校の自主性を重んじて学校法人運営を行うべきであって、学校法人が大学の運営に介入することに法的な根拠は一切ありません。

(4) 学校法人と私立大学は別組織となっている

ここまでご説明したとおり、私立大学制度は、学校法人と、設置された大学、という二つの組織から成っており、学校法人は私立学校法、大学は学校教育法という異なる法に拠っています。学校法人と私立大学は別組織となっているということが、私立大学制度の基本であり、重要な点です。

しかし、このことは社会一般にはあまり知られていません。例えば、学校法人加計学園がありますが、学校法人加計学園が岡山理科大学や千葉科学大学などを設置しています。このように法人名と大学名がまったく違うとわかりやすいかもしれませんが、学校法人早稲田大学など、法人名と大学名が同一のところが多いので、あまり知られていないのだと思います。

<まとめ> 私立大学制度の枠組み

私立大学制度の枠組みについて、ポイントをまとめると以下のとおりです。

- ①学校法人は、私立学校法に基づいて設立・運営される。
- ②学校法人は、学校教育法に基づいて私立大学を設置する。
- ③設置された私立大学は、学校教育法に基づいて運営される。
- ④学校法人は、大学の自治を尊重しなければならない。

(5) 私立学校法が定める学校法人の仕組み

ここで、現行の私立学校法がどのように学校法人の運営について定めているのか、大枠だけ説明しておきたいと思います。

【理事会】

36条1項で「学校法人に理事をもって組織する理事会を置く」と定められ

ています。理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務を監督する」。理事は5人以上置かなければならない。理事の選任方法については、①設置する学校の長、②評議員のうちから寄附行為の定めにより選任された者、③その他、寄附行為の定めにより選任された者。法律上はこのように、各学校法人が「寄附行為で定める」方法で選任するとなっているため、②も③も寄附行為で理事長が任命すると定めてしまうことが許されてしまっています。学長を理事長が選任していれば、理事を全員、理事長が任命することができてしまう。これが一部の私立大学で独裁者みたいな理事長が専断的な運営を行い、大学の自治を破壊し、不祥事を引き起こすことにつながっている根本的な問題です。理事のうち1人が、寄附行為の定めにより理事長となる。これも「寄附行為の定めにより」と言っているだけです。

【監事】

現行法においては、学校法人の業務、学校法人の財産の状況を監査することになっています。監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任すると定められています。つまり、監査される側が監査する人を選ぶという仕組みになっていて、ここが大きな問題です。監事は、不正行為や法令・寄附行為に違反する重大な事実を発見したとき、所轄庁または理事会・評議員会のどちらかに報告するようになっており、「または」なので文科省に報告する義務はありません。2004年の私立学校法改正法案の国会審議で、監事が不正を発見して、文科省が報告を受けたことがあるのかという質問に対して、その時の文科省私学部長は「1件もありません」と答弁していました。

監事がその役割を果たす仕組みになっておらず、それが不祥事が跡を絶たない要因のひとつです。

【評議員会】

学校法人に評議員会を置く。私立学校法制定時から、学校法人の公共性をふまえて、理事会の専横を防止するために、理事会をチェックする役割を担う必置機関として定められています。予算、事業計画、重要な資産の処分、

寄附行為の変更など重要事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないとされていて、寄附行為によって議決事項とすることができるものと定められています。評議員会を議決機関としている私大も少なくありません。

評議員会は理事の定数の2倍を超える人数で組織することとされています。大きな問題点なのですが、理事が評議員を兼ねてもいいことになっています。すべての理事が評議員を兼ねたとき、その理事兼評議員が評議員の過半数にならないように、人数は理事の2倍超でなければいけないとなっているわけです。評議員の構成は、寄附行為の定めにより、①設置する学校の教職員、②卒業生、③その他、から選任された者、とされています。先ほどの理事と同様に、理事長が選任すると寄附行為で定めることもでき、この3つの割合も私立学校法では何ら定められていません。こうしたことから、評議員会が理事会に対するチェック機関として有効に機能していないことも少なくありません。

【財政書類の備付け及び閲覧】

学校法人の運営の透明性を担保する上で重要な財政書類の公開について、現行法はどうなっているか。学校法人は、毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を作成しなければならない。公開については次の47条2項で、それらを備えておいて、設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。写しの交付ではなく「閲覧」です。しかも、簡略化したものを閲覧に供することも違法となっていない。財政公開の規定があまりに不十分なことは、私立学校法のもつ大きな問題点です。

私立学校法は1949年に制定されたのですが、2004年に、制定以来の一番大幅な改正が行われました。帝京大学医学部の不正入試事件や、酒田短大留学生事件など不祥事が相次いだことを受けて、不祥事を防止する、そして公

教育機関としての私学の発展を図るとい趣旨で行われました。この時まで、理事会を置くという規定もなかったのです。それまでは理事は5人以上置かなければならないというだけでした。それで理事会を法律上、明記したり、責任を明確化しました。理事会をチェックする監事、評議員会の機能についても、先ほど紹介したものはこの改正以後のことで、多少強化しました。この時、それまでは財政公開に関しての条文は一切なかったのですが、利害関係人に対する財政書類の閲覧を新たに規定しました。

この法改正にあたって、日本私大教連は真に公共性を高める改正となるよう政党・文科省・私大団体等に働きかけるなど、かなり取り組みました。参議院の委員会審議では当時の委員長が参考人として陳述することもできました。しかし、改正内容が不十分であったために、その後も私立学校法の不備に起因する不祥事が続いています。不祥事が起きる原因は、私立学校法が公教育機関にふさわしい管理運営を学校法人に義務づける法律になっていないことにあります。

2. 私立大学制度の課題について

学校数で83%、学生数で74%を占める私立大学の発展なしに日本の高等教育の充実はありえない。そのために必要なこととして大きく言えば3点が上げられます。①経常費補助の大幅な増額、②私立大学の異常な高学費の引き下げ、これらに関しては後で三宅書記次長からご説明します。③学校法人の公共性を高め、教育・研究の充実をはかる。この3点目について必要なのが私立学校法の改正であると考えています。

不祥事が起きるのはあくまで一部の私立大学ではありますが、一部だからいいわけはありません。また、その一部の私立大学で公共性に反する運営が行われて、そのことが私立大学全体に対する信頼を損ねるといことにもなります。最たる事例が、学校法人堀越学園への解散命令です。

2013年、学校法人堀越学園へ文科省が解散命令を発するという事件があ

りました。学校法人堀越学園は本部が群馬県高崎市にあり、創造学園大学などを設置していた法人です。堀越哲二という学長を兼務する理事長が、学園を私物化し、財務書類を偽造しての四大開設や、採算を度外視した放漫な経営を行い、度重なる法令違反・不祥事を起こしました。教職員組合は理事長・理事会の不当な攻撃を跳ね返しなが、専断的な運営を改めさせるたたかいを続けてきましたが、理事長らは改めず、ついに文科省は解散命令を発したのです。学生のいる大学法人に対しての初めての解散命令でした。

理事長は、最終的には有印私文書偽造等・同行使で実刑判決も受けています。一方で、教職員は最大で19カ月間もの賃金不払いが続くなか、組合員を中心に教職員が結束して努力し教育活動を継続し、すべての学生を無事に卒業・転学させました。

このような理事長が居座ることもできてしまうのは、監事や評議員会の権限が弱く、逆に理事長・理事会に強大な権限が与えられており、良心的な教職員の力で刷新できない。これは私立学校法に原因があります。第二、第三の創造学園大学事件を引き起こしてはならないし、理事長・理事会の専断的運営で私立大学の教育・研究が歪められることがあってはならない。それで日本私大教連は、具体的な条文レベルで改正案をつくり、運動をすすめていくことが必要だと考え、次にご説明する『日本私大教連の私立学校法改正案』をまとめました。

なお、創造学園大学事件は、さすがに文科省の中でも大きな問題になりました。それなのに、この事件をきっかけに2014年に行われた私立学校法改正では、文科省の行政権限を強化するだけで終えてしまいました。ただ、その時にルールの見直しは必要だ、今後検討していくべきだという附帯決議がつきました。私立学校法の根本的な問題には手を付けなかったのが、この改正後も不祥事が繰り返され、文科省の「私立大学等の振興に関する検討会議」で私立学校法の見直しについて議論されてきました。そして改正法案が国会に出てきたのですが、後で触れるように大きな問題点をもつものになっています。

3. 私立学校法をどう改めるべきか

『日本私大教連の私立学校法改正案…私立大学の公共性と教育・研究の質を高めるために』（日本私大教連、2017年11月18日改訂版）の内容を、ご説明したいと思います。私たちの考え方の基本は、次のとおりです。

- ①私立学校法を改正して、公教育を担う機関にふさわしいルールを確立し、不適切な管理運営や不祥事を一掃することが求められている。
- ②国の管理統制の強化や、あいまいで恣意的な「行政指導」ではなく、公教育機関にふさわしい基本的ルールを法律（私立学校法など）でしっかり定めて、私大全体の公共性を高めることが必要。

理事長が理事・評議員の全員を自分で任命できることも許されるという法律だから、不祥事が起きる。専断的運営で、教職員の声を聞かないで大学に介入するということが不祥事が起きる。私大団体などは私学の自主性を持ち出して抵抗しますが、われわれはがんじがらめにルールを定めると言っているわけではなく、普通の、まともな大学法人であれば当然行っているような運営を、基本的なルールとして私立学校法に定めるべきだと考えています。

【表1】日本私大教連の私立学校法改正案「理事の選任」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「理事の選任」 | |
|--|---|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <p>理事となる者は次の各号に掲げる者とするとして、①当該学校法人が設置する学校の長、②評議員のうちから選任された者（寄付行為で定められた者を含む）、③寄付行為の定めるところにより選任された者、と定めているだけで、選任方法は各学校法人に委ねられている。</p> <p>◆理事長が理事全員を任命することも可能であり、いわゆるイエスマンで理事会を固めることが許されている。</p> | <p>設置する学校の長および寄付行為の定めにより職務上理事となる者を除く理事は、評議員会において選任するよう改正する。</p> |

私たちの私立学校法改正案は、自主性を損なわせるようなものではなく、むしろ問題が起きれば自浄作用が発揮でき、みずから解決できるようにする仕組みづくりです。

なお、われわれは私立学校法改正案を検討していく中で一般社団・財団法人法を参照しています。先ほどの2004年の改正を議論している時に、公益法人制度改革ということで民法を大改正して一般社団・財団法人法をつくりましたが、その議論は私立学校法には全然反映されていません。社会福祉法人や医療法人は、この公益法人制度を反映して改正されています。それらよりも一層公益性の高いのが学校法人ですから、一般社団・財団法人法で定められているような基本的ルールは定めるべきだと思っていて、それを随時参照しながら法案を考えています。全部で21項目ありますが、本文は後で冊子をご覧頂くとして、表の形にまとめた各表をもとに、多少絞ってご説明します。

表1は、日本私大教連の私立学校法改正案「理事の選任」です。左側が現行規定と問題点です。右側に改正の方向として、私大教連の考えをまとめて

【表2】日本私大教連の私立学校法改正案「役員名簿の公表」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「役員名簿の公表」 | |
|---|--|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <p>理事長以外の理事の氏名等の公表は、学校法人の自主的判断に委ねられている。</p> <p>◆私物化や専断的運営がなされている一部の学校法人では、役員（理事・監事）を教職員に公表しておらず、教職員が役員名簿の公開を要求しても、法律で義務づけられていないことを理由に頑なに拒否する例が見られる。</p> <p>◆このため、教職員が理事会の業務執行の不正を発見した場合も、監事や評議員にその事実を通知することができないなど、監事制度や評議員会制度が十分に機能しないことの一因となっている。</p> | <p>開示する書類に、理事、監事、評議員の名簿を追加する。この名簿には、寄附行為等の規程で定める資格（常務理事、専務理事等）、学外理事については所属（職業等）も記載するよう定める。</p> |

います。先ほども申し上げましたが、理事の選任について、現行法では、理事長が理事全員を選任できる仕組みになっています。理事長が選んでもいいようなことは当然おかしいので、評議員会において選任するよう改正すべきであります。

表2は役員名簿の公表です。役員とは理事・監事を指します。今国会に上程されている私立学校法正案で、役員の氏名だけは公表することが盛り込まれていますが、現行法においては役員は一切公表しなくてもいい。びっくりされるかもしれませんが、隠しているところでは誰が理事を、監事をやっているのかわからない法人もあります。ですから現行法では、学校法人の運営で理事長なり理事会が問題あることをやっている時に、組合として監事に申し入れたいと思っても誰が監事かもわからないという状態のところもあります。

表3は役員が損害賠償責任と責任追及です。現状は理事の忠実義務が定められているだけで、役員が負うべき責任について、まったく定められていません。また、役員が責任を問う定めもなく、役員が無責任な運営がまかりと

【表3】日本私大教連の私立学校法改正案「役員が損害賠償責任と責任追及」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「役員が損害賠償責任と責任追及」 | |
|---|--|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| 役員が学校法人に多大な損害を与えたり、重大な法令違反により所轄庁から処分を受けたりし、学校法人とそれが設置する私立学校の社会的信用が毀損されたとしても、役員が責任を問うことができない。 ◆学校法人役員が多大な損害を発生させても、他の役員や評議員が損害賠償責任を問うことが極めて困難。 ◆学校法人役員に私立大学の教育研究や公共的責任に対する認識を欠如させ、無責任な経営を助長させる大きな要因となっている。 | (1) 学校法人の役員(理事長、理事、監事)は学校法人に対する損害賠償責任を負うことを定めるよう改正する。 (2) 理事、監事、評議員が、学校法人の役員が責任追及の訴えを起こすことができる仕組みを作る。 |

おる状態です。なお、これらも国会に上程されている法案に一定盛り込まれています。

表4の役員報酬の決定・公表。国立大学法人の場合は規程で決まっていますが、私立学校法には規定がありません。まったくの密室で、お手盛りで決められているような法人もあります。そのようなことが一部で横行しているので役員報酬については基準をちゃんと定めるべきだということです。このことも、国会に出ている法案に、支給の基準は公開するよう盛り込まれています。

表5は監事の選任。「監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」というのが現行規定であることの問題は先ほど述べました。理事長が選任するということであり、評議員会の同意が必要と言っても、評議員が理事長の意を酌んだ人たちだとすると意味がない。いずれにしても評議員会が何と言おうが理事長が選任するとなっている以上、理事長がうんと言わない限り、その監事は選任されないわけで、監査される人が監査する人を選ぶというのはあまりにもおかしいということで、評議員会において選任すると改正するよ

【表4】日本私大教連の私立学校法改正案「役員報酬の決定・公表」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「役員報酬の決定・公表」 | |
|--|--|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| 役員報酬等の基準について規定がない。 ◆役員報酬や役員退職金等の基準に関する規則を制定せず、教職員のみならず理事会・評議員会にも公開していない学校法人が多く存在。そのような法人は詳細な財務資料も開示せず、教職員の開示要求にも応じない場合が多い。 ◆中には「お手盛り」と疑われるような報酬引き上げを理事会で決定し、高額な報酬を支出する事例も生じている。 ◆不透明な役員報酬の支払いは、国庫・公費による助成を受けて運営されている学校法人にふさわしくない。 | 理事長、理事、監事に支払われる役員報酬・退職金等の基準は、寄附行為において定めるか、または評議員会の議決により決定するよう改正する。 |

う求めています。

それから、監事の役割を高めるために、監事のうち1名は教職員が兼ねられるようにすべきだと考えています(表6)。監事は今、設置する学校の教職員は兼ねてはならないとなっています。文科省の会議の議論でも出ていましたが、監事はたまに理事会の時に来るだけといった実態があります。だから、

【表5】日本私大教連の私立学校法改正案「監事の選任」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「監事の選任」 | |
|--|-------------------------------|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <p>「監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定。</p> <p>◆「評議員会の同意」が要件とされているものの、「監査を受ける者が監査する者を選任する」構造。多くの場合、理事長の意を受けた監事が、理事長・理事会の監査者としての役割を果たしていないことが、私立大学の不祥事が後を絶たない要因のひとつとなっている。</p> | <p>監事は評議員会において選任するよう改正する。</p> |

【表6】日本私大教連の私立学校法改正案「監事のうち1名は教職員が兼ねられるようにする」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「監事のうち1名は教職員が兼ねられるようにする」 | |
|---|---|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <p>監事となるものは「理事、評議員又は学校法人の職員(設置する学校の教職員を含む)と兼ねてはならない」と規定。</p> <p>◆私立学校のほとんどの不祥事は理事長や理事が設置している学校に不当に介入することにより引き起こされ、多くの場合、教職員がこれを告発することによって是正されている。</p> <p>◆私立学校の教職員が学校法人の監事となることを禁じている現行法は監査の実効性をおとめている。</p> | <p>監事のうち1名は、当該学校法人が設置する私立学校の教職員が兼ねることができるようにする。</p> |

不正など発見しようがない。先ほどの堀越学園にしてもそうでしたが、理事長・理事会の不正を最初に発見するのは、たいてい教職員です。教職員が監事を兼ねられるようにすること、つまり兼職禁止の規定をやめることを求めています。教職員はいわば身内だから監事になるのはおかしいのではないかと、思われるかもしれませんが、先ほど私立大学制度の基本として申し上げたとおり、学校法人と、教職員が所属する大学は別の組織です。法的にいても正当なことだと考えます。

監事の任務については、さきほど述べた不正を発見したときの対応について、文科省または理事会・評議員会ではなく、両方に報告させるよう求めています(表7)。それと、監事に違法行為差止め請求権を付与することを求めています(表8)。この請求権の方は、今回の法案に盛り込まれました。

理事会をチェックする役割を持っている評議員会の評議員ですが、理事が評議員を兼ねることを禁止していないと先に述べました(表9)。理事が評議員も兼ねてしまっていることが多くあります。議案を提案する側が採決に参加するわけですから、チェック機関になりようがない。自分たちが評議員のほうにも入っているというのはさすがにあまりにもおかしいので、理事は評

【表7】日本私大教連の私立学校法改正案「監事が不正を発見した場合の対応」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「監事が不正を発見した場合の対応」 | |
|---|--|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <p>監査の結果、不正行為や法令・寄附行為に違反する重大な事実を発見したときは、所轄庁(私立大学の場合は文部科学省)または理事会・評議員会のどちらかに報告することと規定。</p> <p>◆監事が理事会・評議員会に報告したとしても、理事会が是正しなければ不正が温存される可能性。いくつかの学校法人で不祥事が繰り返されることは、監事や評議員会のチェック機能が果たされていないことの証左。</p> | <p>監事が学校法人の業務や財産に関し不正の行為や法令・寄附行為に違反する事実を発見したときは、これを所轄庁と理事会・評議員会の両方に報告するよう改正する。</p> |

議員を兼ねてはいけないとすべきだと求めています。

評議員会の選任方法と構成です（表 10）。教職員、卒業生、その他という枠だけは法律で決まっていますが、あとは学校法人によってかなり違います。卒業生の教職員が卒業生枠で入ってみたり教職員枠で入ってみたり、あるいは教職員がその他枠で入ったり、いろいろなことが現実には起きますが、大事なことは大学の教職員がそれなりの割合を占めることです。教職員から選出された評議員を 4 割以上にして、卒業生、学識経験者を 3 割以下とするという目安を掲げています。

もちろん選任方法が重要です。民主的な方法によって選任され、教職員が一定の割合を占める構成となり、評議員会を議決機関にするという、評議員会の役割の向上が必要です。

【表 8】日本私大教連の私立学校法改正案
「監事に違法行為差し止め請求権を付与する」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「監事に違法行為差し止め請求権を付与する」 | |
|--|--|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| 現行に規定なし。 ◆現実に、理事長等の役員による不正行為や法令違反によって、著しい損害もたらされる事例が生じている。現行の枠組みではこれを防止することが極めて困難である。 | 理事長と理事が法令・寄附行為に違反する行為により、学校法人に重大な損害を生じさせるおそれがある場合は、監事が当該行為の差し止めを請求できるよう改正する。 |

【表 9】日本私大教連の私立学校法改正案
「評議員を理事が兼ねることは禁止に」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「評議員を理事が兼ねることは禁止に」 | |
|---|---|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| 現行に規定なし。 ◆非民主的運営がなされている学校法人では、理事の全員ないし多数が評議員を兼務し、理事会をチェックする評議員会の機能が低下。私学法の大きな欠陥のひとつ。 | 評議員から選出された理事を除き、理事が評議員を兼務することを禁止するよう改正する。 |

【表 10】日本私大教連の私立学校法改正案「評議員会の役割と構成」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「評議員会の役割と構成」 | |
|--|--|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| ○予算や事業計画、重要な資産処分、寄附行為の変更、合併、解散など重要な事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞くことを理事長に義務づけ、これらの重要事項については寄附行為で定めれば評議員会の議決を要するものとする事ができると規定。 ◆評議員会を議決機関としている私立大学は少なくない。「意見を聞く」のみの位置づけでは、評議員会が学校法人の公共性を高めるために必要なチェック機能を高められない。 | ○評議員会を学校法人の重要事項に関する議決機関とするよう改正する。 ○評議員会の構成を、①教職員、②卒業生、③私立学校の教育・研究及び私立学校の運営・経営に識見ある者（学識経験者）とすることを定める。また、①教職員から選出された評議員を評議員定数の 4 割以上とし、②、③をそれぞれ 3 割以下とすることを定める。 ○評議員の選任方法については、理事会・理事長の指名による選任を禁止し、民主的な手続きによって選任することを定める。 ○評議員の総数は、理事の定数の 2 倍以上 4 倍未満とすることを定める。 |
| ○評議員の構成については、①当該学校法人の教職員から選任された者、②当該学校法人が設置する学校の卒業生から選任された者、③その他寄附行為の定めるところにより選任された者と規定。その割合については規定なし。 ◆教育・研究活動に直接携わる教職員に比して、理事長・理事会の意を受けた卒業生や学外者が評議員会の多数を占めている学校法人も少なくない。キャンパス開発や新校舎建設等の利権がかかわる事業に対し、これらの評議員が影響力を行使するといった問題が起こる例もある。 | |
| ○評議員の選任方法については、寄附行為の定めるところにより選任された者とのみ規定。 ◆理事会あるいは理事長が評議員を選任すると寄附行為で定めている学校法人が多く存在します。チェックされる者がチェックする評議員を選ぶという選任方法では、評議員会のチェック機能が十分に働かないことは当然。 | |

私立大学における不祥事は、学校法人の理事長・理事会が大学に介入することによって、引き起こされています。設置者である学校法人は、大学の自治を尊重した学校法人運営を行うよう私立学校法に明記することを求めています。これは、私立大学制度の基本的な枠組み、つまり学校法人と大学が別の組織として、それぞれ別の法律によって定められていることの積極的な意義をふまえたものです（表 11）。

私立大学において近年起きている問題に、理事会が一方的に大学・短大の閉校を前提とした学生の募集停止を行い、教職員の整理解雇を行おうとすることがあります。東京私大教連ではこの数年間で複数のたたかいがありました。学生が定員の5割を切ると私大経常費補助が打ち切られてしまうものだから、そこに近づいてくると理事会が独断で大学・短大を廃止する判断をし、設置校を高校や中学だけにしてしまうことがありました。教職員の雇用に直

【表 11】 日本私大教連の私立学校法改正案
「大学の自治を尊重した管理運営」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「大学の自治を尊重した管理運営」 | |
|--|--|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <p>現行に規定なし。</p> <p>◆私立大学における不祥事の多くは、理事会による大学への介入や支配が原因で発生している。教授会を無力化して理事長が専断的運営を行えば、自浄作用も働かず、学生の権利も著しく侵害される。</p> <p>◆教育を担い責任を負っているのは大学である。私立大学の運営と教育・研究活動が、理事会による不当な介入を受けることなく自主的・民主的に行われることは、その教育・研究の質を高め、公の教育・研究機関としての役割を果たすための重要な条件。学校法人と大学が別組織であることの意義をふまえ、理事会は大学を尊重した管理運営を行うよう担保することが必要。</p> | <p>学校法人は、設置する大学の自治を尊重し、大学が行う教育・研究活動に不当な介入をなさないこと、また、教育・研究に係る重要な規則の制定・改廃、教員の人事、学部・学科の改廃、学生募集の停止、学生の入・退学や卒業等の重要事項については、教授会の審議を保障しなければならないことを定める。</p> |

結する重大な問題ですし、そもそも学校を設置することを目的としている学校法人が、設置している学校を廃止するための募集停止という学校法人としての重大な判断をするわけですから、評議員会の意見すらも聞くことなく、

【表 12】 日本私大教連の私立学校法改正案
「学校の閉校を前提とした募集停止」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「学校の閉校を前提とした募集停止」 | |
|--|---|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <p>現行に規定なし。</p> <p>◆閉校につながる学生・生徒募集停止は重要な事項であるにもかかわらず、評議員会に付議することを明確にしていない。この間いくつかの学校法人が、予め評議員会や教授会に諮ることもなく突然に募集停止を公表し大きな混乱を招く事例が生じている。</p> | <p>学校の閉校を前提とした募集停止は、評議員会の議決事項とするよう改正する。</p> |

【表 13】 日本私大教連の私立学校法改正案
「利害関係人に財政資料の写しを交付」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「利害関係人に財政資料の写しを交付」 | |
|--|--|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <p>「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」が請求した場合は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を閲覧に供することのみを義務づけ、これに反した場合の罰則規定も設けていない。</p> <p>◆文科省はこれを「最低限の内容」とし、積極的な公開を促しているが、一部理事会は簡略化した決算書しか公開せず、閲覧の際に筆写することさえ認めないなど、財務状況の詳細を開示しない根拠としている。</p> <p>◆学校法人の公共性・透明性を高めるために「写しの交付」を義務づける必要がある。</p> | <p>(1)「閲覧に供しなければならない」を「写しを交付しなければならない」と改正する。</p> <p>(2) 学校法人が、正当な理由なく計算書類の写しの交付に応じない場合は、過料に処すなどの罰則規定を新設するよう改正する。</p> |

理事会独断でできてしまうようなことは問題です。なお、設置認可行政との関係では、認可でも届出でもなく、報告でよしとしているという問題もあります。私立学校法では、評議員会の議決事項にしると要求をしています(表12)。

利害関係人に財政資料の写しの交付を義務づけること(表13)。財政資料の公開は、学校法人の公共性、透明性を高め、不祥事を防止するために、きわめて重要で、不可欠のことだと思っています。財政をめぐる不祥事が起きてくることが多いので、とにかく財政公開がきちっとされていれば、教職員などがチェックし、不正を未然に発見して防止することが可能です。現行法は、先ほど申し上げたとおり、閲覧すれば事足りるとなっているとなっっているのがまず問題としてあります。本当にひどいところでは、閲覧だからといってチラッと見せるだけで筆写もさせない。国立大学では、ホームページに決算書類がそのまま掲載されていると思いますが、まず教職員などの利害関係人に対しては、写しの交付を義務づけるよう求めています。

もうひとつは、公正な会計処理を行うこと(表14)。少しわかりづらいかも

【表14】日本私大教連の私立学校法改正案
「公正な会計処理を行うこと」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「公正な会計処理を行うこと」 | |
|---|---|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人会計基準による計算書類の作成を義務づけられているのは、私立学校振興助成法による補助を受けている学校法人のみ。 ・公認会計士による監査は私立学校振興助成法で規定。 ◆すべての学校法人に公共の教育機関として統一された基準による会計処理を義務づけるべきである。 ◆国庫補助を受けていなければ公認会計士監査さえ不要ということでは、公教育機関としての公共性・透明性が担保されない。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校法人会計基準で会計処理を行うことを私立学校法に規定し、すべての学校法人が同基準に基づく計算書を作成することを定める。 (2) すべての学校法人が公認会計士監査を受けることを私立学校法で定める。 |

しませんが、学校法人会計基準という統一の会計基準で、会計処理をして決算書をつくるということが私立学校法には定められていません。そのことは、私立学校振興助成法という法律で定められており、経常費補助を受けている大学法人に対して、学校法人会計基準に基づいて決算書をつくり、公認会計士監査を受け、文科省にも届け出ることが義務づけられています。そのことを、私立学校法に定めるべきだということを求めています。ほとんどの大学法人は経常費補助を受けていますので、実際には学校法人会計基準で決算書を作成しています。それなのに私立学校法で定められていないので、簡略化した決算書しか閲覧させない、ということが許されてしまっているのです。財政公開について、「閲覧」しか義務づけていないことが、まず問題点だと申し上げましたが、もうひとつの大きな問題が、この点にあります。

財政に関しては、もう一点、投機的な資産運用の禁止を明記することを求めています。時間の関係で立ち入りませんが、国立大学法人が原則禁止となっていることも根拠のひとつとして触れています(表15)

【表15】日本私大教連の私立学校法改正案
「投機的な資産運用を禁止」

| 日本私大教連の私立学校法改正案「投機的な資産運用を禁止」 | |
|---|---|
| [現行規定と問題点] | [改正方向] |
| <ul style="list-style-type: none"> 現行に規定なし。従前は禁止されていたが文科省が解禁した。 ◆デリバティブ取引やデリバティブを組み込んだ仕組債など投機的な資産運用により、大規模私大も含むいくつもの学校法人が、多額の損失を発生させた。損失を出した学校法人のなかには、学園財政や将来計画に深刻な影響が及んでいる法人もある。 ◆しかし、多くの場合は理事長の辞任程度で幕引きが行われ、役員が投機的資産運用による損失を補填するなどの責任ある対応は行われていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 文科省が寄附行為の参考例として公表している条文「基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する」の趣旨を私立学校法に明記する。 |

私たちの私立学校法改正案は全部で21項目ありますが、末尾に、特に重要な8項目を、速やかに改正を求める事項として打ち出しています。(表16)

【表16】速やかな改正を求める事項

| 速やかな改正を求める事項 |
|---|
| <p>大学法人の公共性・透明性を担保するうえで極めて基本的な事項であり、また理事長や一部理事による専断的運営のもとで引き起こされる不祥事、とりわけ財政運営からむ不正を未然に防止するために重要な8項目</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 利害関係人に財政資料の写しを交付することを義務づける改正 2. 役員名簿の公表を義務づける改正 3. 学校法人会計基準で会計処理を行うことを、私立学校振興助成法ではなく私立学校法に規定し、公認会計士による監査をすべての学校法人に義務づける改正 4. 監事に、設置する私立学校の教職員を含むことができるようにする改正 5. 監事が不正などの事実を発見した場合は、所轄庁・理事会・評議員会に報告することを義務づける改正 6. 評議員会のチェック機能を高めるために、「評議員のうちから選任された理事」以外の理事は、評議員を兼ねてはならないとする改正 7. 学校の閉校を前提とした募集停止は、評議員会の議決事項とする改正 8. 投機的な資産運用を禁止する改正 |

4. 今国会に上程されている「私立学校法改正案」の重大な問題

最後に、今の国会に上程されている私立学校法の改正法案について触れたいと思います。日本私大教連がまとめた「見解」をお配りしました。

今回出てきている私学法改正案には極めて重大な問題があります。そんな議論、どこでもされていなかったもので予期していませんでしたが、大変な条文が入っています。24条という条文ですが、それについて述べる前に資料(51ページ以降掲載)の『これはおかしい! 学校教育法「施行通知」』をご覧くださいと思います。

(1) 2014年学校教育法改正の「施行通知」

2014年改正の時の学校教育法の施行通知のことですが、これが実はすごく大きな問題を持っています。文科省に撤回を申し入れたり、議員にも国会で取り上げてもらおうということでいろいろ要請してきたところですが、これが私立大学にとっても重大な影響を及ぼしています。先んじて言ってしまうと、この施行通知に書かれていた問題あることが今回、私立学校法改正案に法律として、24条として盛り込まれようとしています。

この施行通知の何が問題だったか。学校教育法改正そのものは何だったのかというのはもちろんご存じのとおりなので、飛ばします。改正学校教育法の施行通知ですから、そこで教授会の権限がこうなったとか、学長の権限がこうだとか、そういうことを説明している限りにおいては、それはそれでしょうがないということになりますが、ここで私立大学についてとんでもない口出しを文科省がしてきました。そこに何が書いてあったかと言いますと、「学長と理事会との関係」という見出しのもとに「私立大学においては、私立学校法36条により、設置者である学校法人がその運営についての責任を負い、理事会が最終的な意思決定機関として位置づけられていること」、このようにまず言っています。カギカッコは施行通知の引用です。しかし、36条というのは全文を載せていますが、理事会を置く等という条文です。施行通知の「その運営」というのは「大学の」ということですが、大学の運営について、設置者である学校法人が最終的な意思決定機関であると言っているわけですが、そんなことを定めた法律はありません。今日の前半で申し上げたとおり、別の法律に基づく別の組織になっています。

大学の教育・研究や運営というのは大学が責任を負っていることであり、大学の運営にまで学校法人が口を出す権限というのはどの法律にもありません。学校法人は大学を設置するということと、それから条件整備に関わる管理という言葉があるだけです。学校法人が大学の運営について責任を負うとか、最終的な意思決定機関であるという法律は一切ありません。一切ないのに、施行通知では、あたかも決まっていたような書き方をしている。

さらに、学長、学部長その他の人事についても理事会が最終決定を行う権

限をもつ、と施行通知は言っています。このことについても、当然、そのようなことを定めた法律はありません。法的な取り扱いに変更はないと言っていますが、そんなことはもともと定められていない。

法的な根拠もなく、このように、学校法人の理事会が大学の学長の権限より上位である、法律はそうになっていると、施行通知は言いました。

このような言い方をした上で、私立大学においても学校法人が学長選考方法を再点検し、主体的な判断で見直していけ、と。事実上、学長直接選挙をやっているところは見直せと言ったのです。

くどいようですが、学校法人については私立学校法、大学については学校教育法でそれぞれ定められているので、学長や学部長を最終的に決定するのは理事会だ、などという法律は一切ありません。

このようなことを施行通知が言ったがために何が起きたか。理事会がこの施行通知を口実に、学長選挙制度を廃止してしまったところがいくつもあります。東洋大学、工学院大学といったところでは直接選挙だった学長選挙制度が、理事会によって一方的に廃止されたり、桜美林大学では学部長の選挙が廃止されました。特に東洋大学では、理事会が最初は学校教育法改正そのものを理由にしたので、組合が改正学校教育法にそんなことは書いていないと言ったら、理事会は「施行通知に書いてあります」と組合に言いました。いま組合は選挙制度復活を求めてたたかっています。名古屋芸術大では、学長選挙制度も廃止するし、教授会を年4回、1時間以内と制限してしまって、今大変なことになっています。そういう運営を正そうとした教職員組合の委員長、副委員長が懲戒解雇され、裁判をたたかっています。

(2) 理事会による大学への介入を根拠づけようとする新設 24 条等

今回の法改正との関係ですが、今通常国会に出てきている私立学校法改正案では、24 条を新設するとしています。どのような条文かというと、「学校法人の責務」と題して「学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない」という条文です。

まず前段の「学校法人は自主的にその運営基盤の強化を図る」という言い方ですが、これは経常費補助の少ないことを追認するという性格に読めるので問題だということがあります。

それも問題ですが、後段の「その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない」。学校法人が設置する学校の教育の質の向上や、設置する学校のとしか読みようがないと思いますが、設置する学校の運営の透明性の確保を図る。それは学校法人の責任だと定めています。先ほど施行通知で問題だとわれわれが言ったこと、理事会が大学の運営にまで口を出すなど法的根拠はないと言いましたが、それを法律にしてしまおうということです。

つまり、24 条が定められると学校法人は、学校の教育や運営に責任を負っているのだから、こうしろ、ああしろと言えるようになってしまう。理事会が大学に介入することに根拠を与えるものです。施行通知が引き起こしてきた問題を、私立大学全体に広げかねない、今日の前半でお話した私立大学制度の根本を変えてしまう重大な問題をもつ条文であり、法案から削除するよう国会要請をしています。

あわせて私立学校法 45 条の 2 で、大学を設置する法人は中期的な計画を作成しなければならない、としています。これも新設の条文です。その中期的な計画を作成するにあたっては認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。認証評価のほうも、不適合ではっきりさせるということが今セットで法案化されていますが、認証評価は大学が受ける評価ですから大学が責任を負っているのに、その認証評価の結果を踏まえた中期的な計画を理事会がつくるということになると、認証評価で対象となる教育・研究の内容や運営など、すべてに理事会が口を出すことの根拠になってしまいます。24 条と 45 条の 2 は重大な問題であり、不祥事を減らすどころか多発させるものだと、国会要請で訴えているところです。

見解の 3 点目は、財政公開のことです。先ほど利害関係人に対する閲覧というのが現行法だと申し上げましたが、大学法人について利害関係人の枠は取り払っています。高校以下だけを設置する法人は利害関係人のみというの

が残りしましたが、大学法人については誰であれ、閲覧させることになるとなりました。しかし、とにかく閲覧にとどまっていますので、写しの交付を義務づけるべきだというのがわれわれの要求です。不祥事防止のために、きちんとした財政公開が不可欠だということは、経験的にいっても明らかです。今回の法改正では、新たに第63条の2、情報の公表が加わりました。寄附行為の内容や監査報告書の内容といったものを公表するとなっていますが、これも全部「内容」と付いています。点を打ったのはこちらです。これは明らかに、例えば寄附行為でいえば寄附行為そのものを公表するのではなく、その内容ですから、狭まる可能性がある書きぶりなので、原本の写しを公表すべきと考えます。

それから、監事の選任について、理事長が監事を選任してしまう、監査される側が監査する人を選ぶのは誰がどう聞いてもおかしい。評議員会が選任するよう改正すべきだと求めています。

また、評議員会を議決機関とすることなど重要な点はほかにも、先ほど述べた私たちの改正案で打ち出していることがあります。現実に出てきた法案とのたたかいで言えば、24条を何とか削除させたい。削除を求めながら、私たちが問題視しているような意図ではないという答弁を引き出したい。何とかそうした答弁でも引き出しておかないと、法が通った後、各大学で大変なことになる。逆に何か答弁を引き出しておけば、各大学でたたかえるようになるので、がんばっているところです。

【資料】 これはおかしい！ 学校教育法「施行通知」

これはおかしい！
学校教育法「施行通知」
～私学法第24条等新設に関連して
～

日本私大教連

学校教育法の改正は教授会を弱体化

2014年6月20日に国会で可決・成立した「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」（学校教育法改正）は、教授会の権限縮小と学長権限の強化をはかりました。

学校教育法の改正内容

学校教育法第93条「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」を、「大学に、教授会を置く」に改定。

教授会の審議事項を制約し、教授会を「学長が決定を行うに当たり意見を述べる」機関であると定め、学長の決定権限を強化。

文科省は2か月後に「施行通知」を発出

文科省は、2014年8月29日「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」（以下「施行通知」）を発出しました。

学教法「施行通知」が、私立学校法について不当な口出し

- ◆学校教育法は、教学組織である大学（学校）について定めています。
- ◆私立学校法は、学校を設置する学校法人について定めています。
- ◆学校教育法改正は私立学校法を変えるものではありません。

私立大学制度の枠組み

- ①学校法人は、私立学校法に基づいて設立・運営される
- ②学校法人は、学校教育法に基づいて私立大学を設置する
- ③設置された私立大学は、学校教育法に基づいて運営される
- ④学校法人は、大学の自治を尊重しなければならない

【「施行通知」の不当な口出し その1】 学長に対する理事会の優位を主張

（5）学長と理事会との関係

「私立大学においては、私立学校法第36条により、設置者である学校法人がその運営についての責任を負い、理事会が最終的な意思決定機関として位置付けられていること」

36条に該当条項はなし

私立学校法第36条とは

- 第36条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
 - 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【「施行通知」の不当な口出し その2】 学長・学部長人事は理事会が最終決定すると断定

（7）私立大学における学長、学部長その他の人事

「①私立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の法改正の対象ではなく、理事会が最終決定を行うという法的な取扱いに変更はないこと」

理事会が最終決定を行うという規定は、私学法になし

【「施行通知」の不当な口出し その3】
理事会に学長選挙の見直しを要求

「②ただし、学長の選考については、私立大学においても、建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認したうえで決定することは重要であり、学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主体的な判断により見直していくこと」

該当する内容は、学教法にも私学法にも定めなし

文科省は「施行通知」によって、理事会に大学自治介入を奨励しています

「学長と理事会との関係」「私立大学における学長、学部長その他の人事」として述べている内容は、学校教育法改正や国立大学法人法改正の内容と無関係に、かつ私立学校法に規定もないのに、学長に対する理事会の権限が優位であるとし、学長・学部長選挙について介入するよう理事会に求めています。

私学法第24条の新設は、「施行通知」を法定化するものです

(学校法人の責務)

第24条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

24条とセットで45条の2を新設

学校法人が大学を含む中期計画を作成する

45条の2の内容

2 大学法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 大学法人は、中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

学教法改正、「施行通知」、私学法24条と45条の2の2・3項の新設によって、強力な理事長・理事会支配がさらに進み、ものも言えない大学となります。不祥事が多発し、当該大学の教育・研究が停滞することは明らかです。

「施行通知」が推進する不祥事と専断運営

■東洋大学では、理事会が学長選挙制度を廃止。直後に、常務理事が子会社を通じて自分の経営する清掃会社に業務委託していた不祥事が発覚。

■工学院大学でも、理事会が学長選挙制度を廃止

■名古屋芸術大では、学長選挙制度を廃止し、理事会が投票結果2位の候補者を学長に選任。教授会を1時間以内、年4回の開催に制限。これを正そうとした教職員組合の委員長と副委員長を懲戒解雇